

○平成十五年三月四日 農林水産省 告示第一号 (特定農薬を指定する件) の一部を改正する告示案平成二十五年 月 日

農林水産省 告示第 号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 一以外のもの</p> <p>次亜塩素酸水 (塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限り)、重曹及び食酢</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 一以外のもの</p> <p>重曹及び食酢</p>